



◎土木地方債許可概要

許可年月日	起債額	起債目的	府縣	起債團體名
二月二二日	二五,000	災害復舊費	大阪府	—
同	三、100	國道改良費	埼玉縣	—
二月二五日	三六,000	災害復舊費	大阪府	—
同	六,000	縣道改修費	熊本縣	外一村組合
二月二六日	四、000	道路橋梁改修費	福岡縣	久留米市
同	三七,000	災害土木費	宮崎縣	—
同	四九,300	道路橋梁工事費 其他	愛知縣	名古屋市
同	一,500	道路開設費	宮崎縣	大東村
二月二七日	一六,000	林道開設事業費	靜岡縣	—
同	七七,700	土木事業費其他	岐阜縣	—
二月二八日	四、000	府縣道改良工事費	京都府	中筋村
同	一、八〇〇,〇〇〇	道路改良費	東京府	—
同	一八七,500	林道開設事業費	富山縣	—
三月一日	10,500	災害復舊土木費	石川縣	—
同	三七,000	都市計畫事業費	福岡縣	福岡市
同	四七,000	國道改良費	廣島縣	—
三月四日	四、500	災害林道復舊事業 設計監督費	石川縣	—
同	〇,000	橋梁工事費	宮城縣	—
三月五日	七,500	國道改築費	香川縣	高松市
同	四五一,500	災害復舊土木費	靜岡縣	—
三月四日	七,000	橋梁架換工事費	宮崎縣	延岡市
三月五日	三三,000	府縣道改修費	千葉縣	—
同	一,500	國道改修費	山梨縣	上九一色村
三月七日	六、四〇〇	國道改築費	福岡縣	福岡市
三月八日	八、500	橋梁架設費	宮崎縣	加久藤村
三月十一日	五〇〇	國道改築費	香川縣	木太村
同	九〇〇	國道改築費	香川縣	古高松村
同	一九,000	道路改修費	靜岡縣	伊東町
三月十三日	三三、〇〇〇	災害復舊土木費	神奈川縣	—
同	三、八〇〇	道路改良費	宮城縣	—
同	一八、500	道路橋梁費	埼玉縣	—
三月十四日	六四、500	災害復舊土木費	秋田縣	—
同	二,100	國道改良費分擔金	香川縣	—
同	四、200	府縣道改修工事受 益者負擔金	京都府	西中筋村
同	10,000	道路改修費分擔金	兵庫縣	鹽瀨村
同	1,000	橋梁改築費負擔金	宮城縣	富岡村

同	三月十五日	三、六〇〇	道路改修費分擔金	兵庫縣	生鄉村
同		八、一〇〇	省營バス道路改修費	鹿兒島縣	
同		二、〇〇〇	橋梁改築費負擔金	宮城縣	川崎村
同	三月十六日	三、五〇〇	都市計畫事業	東京府	東京市
同	三月十八日	三、四〇〇	第三街道修築費	兵庫縣	上久下村
同		一、一〇〇	橋梁架設費	奈良縣	
同		九、七〇〇	風水害災害土木費	山梨縣	
同		二、七〇〇	學校復舊其の他	和歌山縣	高田村外九ヶ村一部事務組合
同		一、四、五〇〇	災害土木復舊補助費	鹿兒島縣	
同	三月十九日	三、五〇〇	災害土木復舊費及補助費	大阪府	
同		九、三〇〇	農村其の他應急土木事業費	長崎縣	
同		二、八、七〇〇	災害土木復舊費	静岡縣	
同		四〇〇,〇〇〇	橋梁改築費	岡山縣	
同		二、五二、八〇〇	縣有建物其の他災害復舊費	福岡縣	
同		八、四九、〇〇〇	災害土木復舊費	兵庫縣	
同		一〇、〇〇〇	道路改修費負擔金	滋賀縣	川西町
同		七、五〇〇	災害復舊土木費	長野縣	
同		一、四、五〇〇	府縣道改修費負擔金	滋賀縣	六莊村
同		七、四〇〇	府縣道改修費負擔金	愛媛縣	
同		六、六、〇〇〇	災害土木復舊費	青森縣	
同		五、六、六〇〇	風水害災害復舊土木費		

同	三月二十日	三、三〇〇	災害農業土木復舊費	長野縣	
同		五、四〇〇	府縣道改修費負擔金	同縣	日原村
同		八、四〇〇	災害土木復舊費	岩手縣	
同		一六、〇〇〇	災害土木改良費	和歌山縣	
同		一五、〇〇〇	道路改築費	福岡縣	二日市町
同		九〇〇	縣道改修費負擔金	岐阜縣	池邊村
同		二、五〇〇	道路改修費	埼玉縣	原道村
同		七、五〇〇	災害土木復舊費	福井縣	玉川村
同		六、〇〇〇	村道改修費	福島縣	十市村
同		五、〇〇〇	村道改修費	高知縣	
同		三、七〇〇	風水害復舊並應急事業費	愛媛縣	
同		二、二〇〇	都市計畫街路擴張工事費	宮崎縣	宮崎市
同		八、五、三〇〇	道路改修費其の他	同	延岡市

◎内務省だより

昭和十年度國直轄國道改良工事施行箇所決る。

第六十七議會の協賛を経たる昭和十年度國道改良事業費は總額七百萬九千五百圓にして内普通國道改良費四百五拾四萬五千圓農村應急國道改良費貳百四拾六萬圓にして工事施行箇所及工事費等次の通りである。

昭和十年年度國道改良箇所表

土木出張所名	府縣名	路線名	改良區間	延長	工種	改良計畫員	工事費
東京	栃木	四	自那須郡狩野村	五・六〇 <sup>*</sup>	橋梁	七・五 <sup>*</sup>	一〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup>
			至同郡東那須野村(蛇尾川橋)				
			自北足立郡草加町				
			至同郡新田村				
千葉	埼玉	四	自東葛飾郡葛飾町	一、八九四	改、鋪	九・〇	一〇〇、〇〇〇
			至千葉郡津田沼町				
東京	東京	六	自東京市葛飾區本田四ツ木町	三、一六七	改、鋪	二・五〇	二〇〇、〇〇〇
			至同市同區新宿町一丁目				
			東京市板橋區板橋町地内				
計	計	九		四四五	改、鋪	二・五〇	二〇〇、〇〇〇
				八、六〇〇			四〇〇、〇〇〇
横濱	神奈川	一	高座郡茅ヶ崎町地内	一、六六〇	改、鋪	一・一〇	一〇〇、〇〇〇
			自中郡吾妻村				
計	計	一	至足柄下郡前羽村	一、二九一	〃	一・一〇	二〇〇、〇〇〇
				九八〇	改	九・〇	三〇〇、〇〇〇
静岡	静岡	一	庵原郡清原町地内	三、五一八	改	六・〇	四〇〇、〇〇〇
計	計	一	西頸城郡歌外波村地内	六〇〇	橋梁	七・五	一八〇、〇〇〇
				自射水郡大門町(雄神橋)	〃	〃	〃
名古屋	岐阜	八	自稻葉郡加納町	一、六〇〇	改、鋪	一五・〇	二〇〇、〇〇〇
			至岐阜市本莊				

愛知 一 自海部郡富田村 四、八六二 鋪裝 六・〇 一〇〇、〇〇〇

三重 一 自三重郡富洲原町 一、四四五 改、鋪 一二・〇 二〇〇、〇〇〇

計

大阪 滋賀 二 自粟太郡治田村 一、〇七三 改 七・五 一〇〇、〇〇〇

京都 一八 乙訓郡大枝村地内 一、二四〇 改 七・五 九〇、〇〇〇

大阪 一六 堺市南島元町地内 七七七 改 二七・〇 二〇〇、〇〇〇

奈良 一五 山邊二階堂村地内 一、〇七九 改 九・〇 八九、五〇〇

和歌山 一六 自海草郡野崎村(北島橋) 六二一 橋梁 一一・〇 三六〇、〇〇〇

岡山 二 自都窪郡中庄村 二、七一〇 改 九・〇 一八〇、〇〇〇

廣島 三二 吳市吉浦町地内 一、三五七 改、鋪 九・〇 一六七、〇〇〇

計

神戶 三二 安藝郡矢野町地内 一、六二〇 ” 九・〇 一三三、〇〇〇

計

兵庫 二 姫路市内 三七五 改 一六・〇 二〇〇、〇〇〇

香川 二二 自木田郡木太村 一、二五〇 改 九・〇 一〇〇、〇〇〇

下關 二 厚狹郡厚狹町地内 一、三四二 改 七・五 一五〇、〇〇〇

福岡 二 自粕屋郡香椎村唐原 三、一五九 改、鋪 一一・〇 一〇〇、〇〇〇

自築上郡西角田村  
至岡 郡角田村

一、六四〇

改

七・五

一〇〇、〇〇〇

計

佐賀

二五

佐賀市内

七〇七

改、鋪

一五・〇

一〇〇、〇〇〇

長崎

三三

佐世保市内

一七八

改、鋪

一六・〇

一〇〇、〇〇〇

大分

三

自別府市濱脇  
至大分郡八幡村

一、五〇〇

改

一二・〇

二〇〇、〇〇〇

宮崎

三

延岡市(大瀬橋)

二三五

橋梁

一一・〇

一五〇、〇〇〇

合計

四、五四九、五〇〇

◆昭和十年度農村其他應急土木事業

國道改良箇所表

土木出張所名

府縣名

路線名

改良區

間

延長

工種

改良計畫員

工事費

仙臺

青森

四

自東津輕郡野内村大字久栗坂  
至青森市大字造道

七、一〇〇<sup>米</sup>

改、鋪

七・五<sup>米</sup>

二二〇、〇〇〇<sup>円</sup>

五

自中津輕郡和徳村大字撫牛子  
至同 郡同 村大字津賀野

一、五〇〇

改、鋪

七・五

六〇、〇〇〇

計

二八、〇〇〇

岩手

四

自西磐井郡一關町  
至同 郡中里村大字中里

二、六九〇

改、鋪

七・五

一〇〇、〇〇〇

四

自紫波郡徳田村大字高田  
至盛岡市仙北町

六、六八〇

改、鋪

七・五

一三〇、〇〇〇

四

自二戸郡金田一村地内

三、五〇〇

改

七・五

一〇〇、〇〇〇

計

三三〇、〇〇〇

宮城 四 自刈田郡福岡村地内 三、七二五 改、鋪 七・五 一〇〇、〇〇〇

計 四 自志田郡三本木町大字三本木 一、三五五 改、鋪 七・五 二〇〇、〇〇〇

秋田 五 北秋田郡大館町地内 三・一三 改、鋪 九・〇 三〇〇、〇〇〇

福島 四 自信夫郡杉妻村大字伏拜 一、九六〇 改 七・五 一五〇、〇〇〇

計 五 至同郡吉井田村大字方木田 九〇〇 改 八〇、〇〇〇

山形 五 信夫郡中野村地内 五、二一九 改 六・〇 二〇〇、〇〇〇

計 五 南置賜郡萬世村地内 三、七七〇 改 六・〇 一〇〇、〇〇〇

新潟 山形 一〇 自酒田市大字立町 一、六七〇 改 九・〇 一〇〇、〇〇〇

計 一〇 至同市大字本町 四、八二〇 改 九・〇 六〇、〇〇〇

新潟 一〇 自東田川郡横山村大字横山 四、八二〇 改 九・〇 六〇、〇〇〇

計 一〇 至同郡押切村大字押切新田 四、八二〇 改 九・〇 六〇、〇〇〇

新潟 一〇 自新潟市鴉又 六八〇 改 七・五 一五〇、〇〇〇

計 一〇 至中蒲原郡石山村大字鴉又 六八〇 改 七・五 一五〇、〇〇〇

長野 一〇 自埴科郡戸倉村大字磯部 六、二九〇 改 七・五 二四〇、〇〇〇

計 一〇 至同郡杭瀬下村大字杭瀬下 六、二九〇 改 七・五 二四〇、〇〇〇

東京 群馬 一〇 自碓氷郡白井町大字横川 二、五四〇 改 一・二〇 八〇、〇〇〇

計 一〇 至同郡坂本町大字坂本 二、五四〇 改 一・二〇 八〇、〇〇〇

埼玉 九 自北足立郡大宮町大字大宮 二、九九五 鋪 九・〇 一〇〇、〇〇〇

山梨 八 自北都留上野原町大字下新町 一、八九〇 改、鋪 六・〇 一二〇、〇〇〇

計

神戶 愛媛 二四 自温泉那久米村  
至松山市松枝町

三、四六〇 改

七・五

三〇〇、〇〇〇

一六〇

一、四六〇、〇〇〇

◇昭和十年度農村其他應急土木事業費配當せらる。

冷害、旱害、繭價下落、風水害其他災害に因る農村窮乏緩和の爲にする昭和十年度農村其他應急土木事業費は總額二千六百七拾八萬圓（國費壹千參百四拾八萬圓）にして各府縣の配當額は別表の通りである。本事業の施行に付ては農村現下の窮乏を緩和すると共に有效適切なる土木工事を施行し、所謂一石二鳥の効果を收むることに努力を望んで止まない。事業執行の方法を原則として直營とすることは勿論のことである。

◇昭和十年度農村其他應急土木事業費配當表

府縣名	事業費配當額
青森	一、五一八、〇〇〇 <sup>円</sup>
岩手	一、七七〇、〇〇〇
宮城	一、七四〇、〇〇〇
秋田	一、三〇二、〇〇〇

山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知 三重

一、五五一、〇〇〇  
一、五八一、〇〇〇  
五七三、〇〇〇  
六四二、〇〇〇  
九九三、〇〇〇  
六六〇、〇〇〇  
三九六、〇〇〇  
一〇五、〇〇〇  
二〇四、〇〇〇  
一、〇二六、〇〇〇  
二〇七、〇〇〇  
一八六、〇〇〇  
一八三、〇〇〇  
八四六、〇〇〇  
一、一八八、〇〇〇  
六六五、〇〇〇  
二〇七、〇〇〇  
六一八、〇〇〇  
三八七、〇〇〇

滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 島根 岡山 廣島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 熊本 熊本 大分 宮崎 鹿島 沖繩 合計

二五二、〇〇〇  
 二四三、〇〇〇  
 二三四、〇〇〇  
 二一六、〇〇〇  
 二二六、〇〇〇  
 二九七、〇〇〇  
 一三二、〇〇〇  
 四五三、〇〇〇  
 一〇八、〇〇〇  
 一二六、〇〇〇  
 一二三、〇〇〇  
 三一二、〇〇〇  
 三五四、〇〇〇  
 六九五、〇〇〇  
 四六二、〇〇〇  
 四〇五、〇〇〇  
 一七四、〇〇〇  
 三一五、〇〇〇  
 六〇六、〇〇〇  
 五〇七、〇〇〇  
 五三三、〇〇〇  
 八〇二、〇〇〇  
 六五七、〇〇〇  
 二六、七八〇、〇〇〇

報

○地方長官會議召集さる。

來る五月三日より一週間の豫定を以て地方長官會議が召集さるゝこととなつた、因に其の日程は次の通りである。

◇地方長官會議日程

日(曜)	午 前	午 後
三日(金)	九時 總理大臣官邸參集 大臣訓示	四時頃 宮内省參集
四日(土)	九時 內務省參集	內務省會議
五日(日)	內務大臣訓示—會議	
六日(月)	九時 文部省參集 文部大臣訓示—會議	一時 陸軍戶山學校參集 陸軍大臣訓示—會議
七日(火)	九時 農林大臣官邸參集 農林大臣訓示—會議	農林省 四時海軍大臣官 會 議 邸參集 海軍大 臣訓示—會議
八日(水)	九時 內務省參集 商工大臣訓示—會議	一時 內務省參集 鐵道大臣訓示 務大臣訓示
九日(木)	九時 內務大臣官邸參集 內務省會議	內務省會議

○土木部課長動く。

川越愛知、川上新潟兩縣土木部長は功成り名遂げて後進に途を拓くべく今回勇退したので、其の後任補充が行はれた。愛知縣へは廣島縣土木部長の山口十一郎氏、新潟縣へ



は富山縣土木課長の荒木榮二氏、廣島縣へは岡山縣土木課長の長谷川勝伍氏が夫々榮轉した。何れも適材適所でお芽出度きことである。尙富山縣へは山口縣の關谷山、山口縣へは大阪府の鈴木河港課長、岡山縣へは山梨縣の飯島氏、山梨縣へは東京府の田寺技師が夫々後任候補者の噂に上つてゐるが未だ發表には至らない。尙缺員中の秋田縣には長野縣河川課長の高田廣氏が榮轉し其の後には福島縣の加藤平吉氏が据つた。

### ◎土木局長、内務技監の地方視察

昭和十年度の豫算が第六十七回帝國議會の協賛を経たので愈之が實行に効果付けねばならぬ特に土木事業の如き内務行政中國民の實生活に密接の關係を有する性質のものは餘程の注意を要する、夫れかあらぬか廣瀬土木局長は四月五日東京を出發し關門海峡を始め福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、宮崎、大分の七縣即ち九州全般に亘り河川港灣國道を視察せられ去る十八日歸京せられた、又青山内務技監は四月八日東京出發埼玉、群馬、千葉の三縣に次て十日か

ら十五日迄で五日間神奈川靜岡二縣の河川港灣國道を視察せられた。

### ◎土木部課長の新任

本年四月十一日及同十三日發令せられたる新任は秋田縣土木課長高田廣、新潟縣土木部長荒木榮二、愛知縣土木部長山口十一郎、廣島縣土木部長長谷川勝伍の四氏である、其の略歴は左の如し。

△高田廣氏は明治二十一年五月六日、福岡縣三潞郡大野島村に誕生せられ同四十四年七月熊本高等工業校學を卒業し翌大正元年一月九日内務省に入り内務技手となり同十年九月一日埼玉縣土木技師に同十一年五月十五日同縣産業技師兼土木技師に、昭和七年四月十四日岐阜縣土木技師兼道路技師に、同八年十二月二十八日長野縣土木技師兼道路技師に任ぜられ同縣土木課長に補せられ、今回秋田縣に轉じ丸山悦三氏の後を襲はれた。

△荒木榮二氏は明治二十三年四月二十日大分縣玖珠郡森町大字森に於て生れられた、大正六年七月一日東京帝國大學

工科大學土木工學科卒業、同九月一日新潟縣土木技手とな



り同八年四月五日土木技師に任じ同九年九月一日秋田縣技師秋田縣工師に同十年三月三十一日秋田縣土木技師に昭和四年八月三十日奈

良縣技師に同七年一月二十日茨城縣技師に同八年九月二十二日富山縣技師土木課長に補せられ今回新潟縣土木部長に榮轉せられた。

△山口十一郎氏は明治二十三年八月十日山形縣東田川郡手向村に生れられた。大正四年七月九州帝國大學工學科大學土木工學科を卒業し同七年五月三十日内務省に入り内務技師に任ぜられ仙臺土木出張所勤務同十二年三月二十日鹽釜港修築事務所勤務となり昭和七年九月十五日岩手國道改良事務所主任を兼ねることとなり同八年九月二十二日地方技師となり廣島縣土木部長に補せられ今回川越篤氏の後任として愛知縣土木部長に榮轉せられた。

△長谷川勝伍氏は明治二十一年三月三十一日福島縣大沼郡新鶴村大字米田に生れられた、明治四十三年三月仙臺高等工業學校土木工學科を卒業するや同年五月韓國政府に招致せられ内務技手となり、同年十月日韓併合するや朝鮮總督



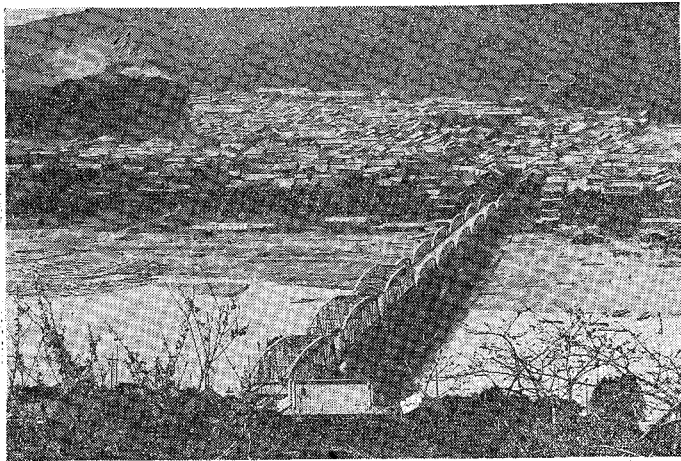
府技手となり大正四年五月朝鮮總督府道技手となつて咸鏡道勤務同七年六月十八日内務省に入り内務技手に同九年五月二十二日山形縣

土木技師に同十三年四月二十九日道路技師兼任となる同年十二月二十日鳥取縣勤務に昭和三年一月十八日群馬縣勤務に同四年八月二十九日岩手縣勤務に同六年四月七日岡山縣勤務土木課長となり、今回廣島縣土木部長に榮轉し山口氏の後を繼がれた。

### ◎三重和歌山兩縣に跨る熊野大橋の竣功

我邦土開闢以來幾千年、熊野路と伊勢路の陸の交通を切斷して昔ながらの悠々たる姿で滾々として流れて盡きぬ自

然の威力を誇つた熊野川も茲に人力の征服を受け、往古に



は僅かに巡禮を渡したに止まつた成川渡船も今日を限に其姿を消すこととなつた熊野大橋、兩縣民が數年間待望した其日が來つた、即ち四月五日其竣工開通式が最も

新橋の明粧成りし、三重、和歌山兩縣知事の競書の親柱橋名板も二十七日取付をも終り、親柱に百燭光四、橋上に五十燭光十八個の電燈照明も出來上つた、尙此新橋開通を控へて最も敏感に影響したのは兩岸地價の暴騰でここを別荘地として計畫したい希望者があつてもあまりに高くなつた地價に押へられて手が出ない有様である。新橋のほか目下着々進捗中の省線紀勢中線敷設工事のこれに拍車をかけた土地景氣は一段と素晴しく縣南門開扉の前奏曲にふさはしい、今後は大本と新宮との間に行はれる物資供給の圓滑さはもとより國立公園域を含んだ兩縣の觀光地帯の聯繫鵜殿村を中心とする木材搬出を陸便で荷役便利な勝浦におよぶことは豫想される。

### ◎全國交通網調査會

全國交通調査會は大體の調査を遂げ建議其他適當の方法を講じ一段落を告げたるを以て四月五日日本俱樂部に於て開會した、會長の挨拶其他左の如し。

盛大に兩縣關係者に依つて舉行せられた。其準備として

水野會長挨拶の要旨

本會は昭和八年四月創設以來我國海陸空各種交通網の統制連絡及改良方に關し銳意研究調査を遂げ依つて以て不急不利の企畫を更むると共に投下資本の重複を避け國民經濟上最も合理的なる交通網の設定方に就き努力し成案を得たるに付昨年十一月一日委員長中川正左氏委員村井二郎吉氏及幹事笠松慎太郎氏同道關係各省を歴訪して本案を提出し同時に其の理由を説明せしが岡田總理、後藤内務、内田鐵相の如きは長時間に亘り右等委員に面接し詳細の實狀を聽取せられたるは本會の満足する所なり。

尙關門連絡施設の改善に關しても之を忽諾に附し能はざるを思ひ本年一月末追加決議をなし關係諸官廳並に前項建議を併せ貴衆兩院議長議員其他に宛提出し置きしが右等本會の調査は機宜に適し官民各方面より多大の賞讃を得たるのみならず政府當局に於ても此の主旨を諒とし着々其實行に就き研究を進められつゝある本會の最も満足する所なり

本會は一昨八年四月の創始以來、會を累たること十九回  
(委員長七回)前後二十二閱月の久しきに亘りしが委  
(特別委員會十二回)

員及幹事諸氏は公私繁激の時間を割き熱心調査の歩を進められ茲に事業の一段落を告げたるに對し會長として深く感謝の意を表す、然りと雖本會の事業は之を以て完了せるに非ず要は今建議の徹底と實現とに在り

(一)乃ち本會は茲に右等に關する實行委員を指定し終局目的の達成完了に努むると共に

(二)從來本會を構成せる帝國鐵道協會、日本交通協會、港灣協會、道路改良會の四團體は今後永く相提携して以て我國各種交通機關の助長發達に寄與すべきもの尠なからざるに付隨時必要に應じ互に相會合して以て機宜の研究調査を進むるあらんことを希望す。

茲に本調査會建議案提出の一段落を告ぐるに當り累ねて各位已往の努力を感謝すると共に更に將來に對する所懐の一端を述べて御挨拶に代ゆる次第なり。

右水野會長の挨拶に對し更らに (イ) 實行委員の指名方 (ロ) 四團體の連絡協調に關する機宜の處置等を水野會長に一任午後二時散會せり。

### 宮崎縣道路工夫の表彰式舉行

宮崎縣に於ては例年の通國縣道の維持上貢獻する所少からざる道路工夫表彰の爲本年大長節の當日之が表彰式を行ふところがあつた、道路改良會は表彰者中永年に亙り最も成績優秀なる田中畷五郎、坂東佐平、鈴木治助の三氏に對し左之通其の功勞を表彰した。

各	宮崎縣都城土木出張所	田中畷五郎
	同富高土木出張所	鈴木治助
通	同高鍋土木出張所	坂東佐平

表 彰

何土木出張所 何 某

多年道路が維持修理に盡瘁シ功勞尠カラザルモノアリ我國路政ノ爲寃ニ欣快ニ勝ヘス以テ之ヲ旌彰ス

昭和十年四月二十九日

道路改良會長正三位勳一等法學博士 水野 鍊太郎

### ◎寄贈圖書紹介

○大東京乗合自動車に關する調査書及大東京交通圖を帝國鐵道協會東京市交通調査會から寄贈された、調査書に掲ぐる處は東京市及近郊を運行する乗合自動車に關し(但市の

内外に營業所を有するも營業路線を有せざる高尾自動車株式會社外十九營業を除く)事業者別總括表、事業主別明細表、運轉系統停留所區間、料程及賃金明細表であつて東京市は勿論都市の交通機關統制の必要を痛感する今日に於て好參考資料である。

○東海道路調査報告書 關西道路研究會から寄贈された該報告書は同研究會の主催にて客年十一月二日から同四日に亙り舉行した東海道大阪東京間自動車調査旅行に依つて得たる結果に基き調査編纂委員十一人を擧げ會長坂本助太郎氏を委員長とし各委員分擔して執筆したるものである其掲載する所は昔の東海道、今の東海道(旅行記録、東海道自動車栗毛、東海道自動車旅行座談會)現狀調査(調査計畫、道路概況、橋梁、隧道、鋪裝、鐵道交叉、並樹、自動車交通量、貨物及乗客運輸)試驗自動車運行成績及結論であつて尙滋賀、三重、愛知、靜岡、神奈川の五縣及東京市の當局者に對し東海道改良に關する希望を開陳したる建議をも附記してゐる、寔に有益な文献であると謂ふも過賞にあらざるものと思ふ。